

指定就労継続支援B型事業所きずな 重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援B型サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 事業者

所在地	勝田郡勝央町美野1877番地
名称	社会福祉法人 勝明福祉会
代表者	理事長
電話番号	0868-38-2171

2 事業所の概要

種別	指定就労継続支援B型事業 平成22年4月1日指定
事業の目的	利用者の皆様が、夢と希望を持ち、日々充実した生活を送り、可能な限り自立した社会生活を営むことができるよう支援します。 私たちは、ご利用者の「人としての尊厳」を重視し、常に愛され、信頼される福祉を目指します。
名称 (事業所番号)	きずな (3311500080)
所在地	勝田郡勝央町美野1109番地1
電話番号	TEL 0868-38-1533 FAX 0868-38-1532
管理者	
サービス管理責任者	
事業所の運営方針	職員の資質向上に努め、利用者の方々の要望に応えられるよう業務体制を整備します。 関係法令を遵守し、他の社会資源と連携を図った適正かつきめ細かな就労継続支援B型のサービスを提供します。
主たる対象者	知的障害者対象
開設年月日	平成22年4月1日
入所定員	15人

3 サービスの実施地域

津山市、美作市、勝田郡、美咲町

※状況に応じては、他の地域の方もご相談に応じます。

4 施設の概要

(1) 施設

		就労継続支援 B 型事業所	作業場
建 物	構造	鉄骨造 平屋建て	鉄骨造（一部木造）一階建て
	建築面積	297.0 m ²	208.0 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	就労継続支援 B 型事業所	
	室 数	面 積
指導・作業室	1	36.0 m ²
医務室	1	17.5 m ²
相談室	1	21.5 m ²
便所	1・1	21.0 m ²
作業室	1	90.0 m ²

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(3) 職員体制

職 種	員 数
管 理 者	1
サービス管理責任者	1 以上
生活支援員	1 以上
職業指導員	1 以上
支援員合計	2 以上
目標工賃達成指導員	1
事 務 員	1

当事業所は、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(4) 営業日と休業日及び営業時間

営業日 : 月、火、水、木、金、土、日

休業日 : 事業所が指定した日

営業時間 : 8 : 30 ~ 17 : 30 まで

サービス提供時間 : 9 : 30 ~ 15 : 30 まで

5 施設サービスの概要

(1) 訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、援助、助言等を行います。
訓 練	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労に必要な知識・能力を養うことを目的とした訓練・指導を行います。
実習及び求職活動等	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所・障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携をとりながら職場実習の実施や求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
生産活動	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動の機会を提供します。 事業所外実習（農作業実習等） 事業所内活動 菌床栽培 キノコの生産販売
社会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行事等には積極的に参加し、地域の人とのふれあいを図ります。
訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 <p><当事業所の嘱託医師> 氏名 :</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事時間（12：20～12：50）
送 迎	居宅または乗降場所からきずなへの送迎をします。
社会生活上の便宜	行政機関に対する手続きが必要な場合には、事業所が代行し、利用者及び家族に報告いたします。
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

※金額は、下記6サービス利用料（2）の定めによる。

(3) 利用者の記録及び情報の管理等

①事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、通常の営業時間内とします。

②利用者の支援を行う上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

③サービス提供記録の複写物の交付に際しては、1枚につき20円申し受けます。

④全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われています。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただいた上で「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

6 サービス利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 訓練等給付費等対象サービス利用料金

訓練等給付費等対象サービスを提供した際は、厚生労働大臣の定める額が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体のうち厚生労働大臣の定める額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）サービス利用料金については、介護給付費等対象サービス利用料金表（1）（2）を参照して下さい。

訓練等給付費等対象サービス利用料金表（1）

単位	単価	自己負担分(※)	備考
492 単位	4,920 円	492 円	1 日につき

訓練等給付費等対象サービス利用料金表（2）

加算	単位	単価	自己負担分(※)	備考
福祉専門職員配置等（Ⅱ）加算	10 単位	100 円	10 円	1 日につき
食事提供体制加算	30 単位	300 円	30 円	1 日につき
送迎加算	21 単位	210 円	21 円	1 回につき
目標工賃達成指導員配置加算	89 単位	890 円	89 円	1 日につき
訪問支援特別加算	187 単位	1,870 円	187 円	1 回につき 1 時間未満
	280 単位	2,800 円	280 円	1 回につき 1 時間以上
欠席時対応加算	94 単位	940 円	94 円	1 回につき
初期加算	30 単位	300 円	30 円	1 日につき
福祉・介護職員処遇改善（Ⅱ）加算	訓練等給付費等料金の 1000 分の 21		1 割	1 日につき

※なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外の(サービス利用)料金

以下については、料金(実費等)をいただきます。

項目	金額
食事(基本的な昼の食事)	【食事提供体制加算非対象者】720円/食 (内、食材費420円・諸経費300円) 【食事提供体制加算対象者】420円/食 (内、食材費420円)
送迎	20円/km
その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※1. 利用料に定める「食事」については厚生労働大臣の定める定率負担・実費負担の軽減措置の対象者に該当する場合は、負担額が軽減されます。

※2. 食事のキャンセルにつきましては、4(営業日)以前にお申し出いただくと費用の負担はなくなります。お申し出がない場合は、食材費(420円)をお支払いいただきます。

※3. 送迎については、居宅または乗降場所からきずなまでの距離を対象とします。負担額については、1回につき送迎加算を超える金額について負担して頂きます。ただし、負担額の1ヵ月の上限を3,500円とします。

※4. 訓練等給付費等の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※5. その他社会事情等により著しい物価の変更等があった場合には、料金を変更する場合があります。

(3) 利用者負担金の支払い方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の10日頃に請求いたします。請求月の25日までに、以下の方法でお支払いください。

<支払い方法>

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 下記指定口座への振込み

7 工賃

別途定める「就労継続支援B型事業所きずな工賃支給要綱」に基づき、利用者に毎月工賃を支払います。

8 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当施設ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 受付担当者・ 苦情解決責任者・ 第三者委員
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ご利用期間 10:00～15:30（日曜、祝日、盆、年末年始を除く） 電話番号 0868-38-1533 FAX 0868-38-1532 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
勝央町健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 所在地 : 勝田郡勝央町平242-1 電話番号 : 0868-38-7102
岡山県社会福祉協議会内 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> 所在地 : 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号 : 086-226-9400

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 受付担当者 虐待防止責任者 ご利用期間 10:00～15:30（日曜、祝日、盆、年末年始を除く） 電話番号 0868-38-1533 FAX 0868-38-1532 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
------------------	--

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「就労継続支援B型事業きずな消防計画」により対応します。
平常時の訓練	別途定める「きずな消防計画」に則り、年2回、火事、水害、地震を想定した避難、防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常通報装置を設置しています。カーテンは防火加工しています。
防火責任者	倉本 大樹

10 当施設ご利用の際に留意いただく事項

医療機関への受診	受診、治療等のご家族により対応していただきますが、通所中の事故等につきましては、事業所で対応いたします。
設備、器具の利用	事業所内の設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 ※当事業所では、おかやま福祉互助会に加盟しており、AIU保険制度に加入できますのでご利用下さい。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は、

	全館禁煙です。
貴重品	貴重品におきましては、利用者の責任において管理させていただきます。不必要なものは持参しないでください。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、宗教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

1.1 事故発生時の対応について

(1) 利用者に事故が発生した場合は、利用者の出身市町村、その家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 賠償すべき事態が発生した場合に、速やかに賠償を行うために、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社 : あいおいニッセイ同和損害保険(株)

加入保険内容 : 社会福祉事業者総合保険

(3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

指定障害福祉サービス就労継続支援B型事業の提供及び利用に開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：きずな

説明者職名： 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス就労継続支援B型事業の提供
及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名： 印

続 柄：